

# 山口県報

令和7年  
12月26日  
(金曜日)

令和七年十二月二十六日

名 称	山口県知事
所 在 地	村岡嗣政
認定が効力を有する期限	令和一一、一、三一
機能推進機関下関医療センター	下関市上新地町三丁目三番八号

## ○告示

救急病院の認定（医療政策課）

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）

一

保安林予定森林（下関市）（森林整備課）

道路の区域の変更（道路整備課）

一

土砂災害警戒区域の指定（砂防課）

土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）

二

土砂災害警戒区域の指定（砂防課）

土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）

三

河川区域の変更による廢川敷地等（河川課）

河川区域の変更による廢川敷地等（河川課）

四

山口県收入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）

山口県收入証紙の売りさばき人の指定の取消し（会計課）

五

令和七年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）

令和七年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）

六

○選管告示

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部改正

七

公職選挙法施行規程の一部改正

公職選挙法施行規程の一部改正

一七

## 山口県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保  
安林を次のように指定する予定である。

令和七年十二月二十六日

山口県知事  
村岡嗣政

区	域	区	分
掛瀬区域	法第百四条第二号に掲げる漁業		

## 山口県告示第四百一号



救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ  
り、次の病院を救急病院として認定した。

- (一) 立木の伐採の方法
- 三 指定施設要件
- 二 指定の目的
- 一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字角山六四三一、一一五九九の二、一一六〇二、字角六四三  
三、菊川町大字日新字地吉一一〇一二の四

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊北町大字田耕字角山一一五九九の二・一一六〇一・字角六四三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

道路の種類

県道  
小郡三隅線

道路線名

道路の区域

区間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	最狭 三一三・八 九・八	最広 二八九・五 二・五二	四三三・〇	

- 一 解除に係る区域の名称  
吉敷佐畠(2)(8)
- 二 解除に係る区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
吉敷佐畠(2)(8)
- 二 解除に係る区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百七号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年下（26）、阿東徳佐中（27）

## 二 解除に係る区域の範囲

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
阿東嘉年下（25）
- 二 解除に係る区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

河川治水課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 解除に係る区域の名称

伊陸（74）

## 二 解除に係る区域の範囲

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
室津（30）
- 二 解除に係る区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 区域の名称  
阿東嘉年下(25)、阿東嘉年下(26)、阿東徳佐中(27)、徳地上村(2)(2)、吉敷佐畠(2)(8)
- 二 区域の範囲  
伊陸(1)(4)
- 三 土石流  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十九号)により指定された区域についての指定を次とおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地上村(2)(2)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百三十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 区域の名称  
室津(1)(30)
- 二 区域の範囲

吉敷佐畠(二)(8)

## 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年下(二)(26)、阿東徳佐中(二)(7)

## 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

一 解除に係る区域の名称

阿東嘉年下(二)(25)

## 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 解除に係る区域の名称

伊陸(一)(74)

## 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

## 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第四百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

六

- 一 解除に係る区域の名称  
室津(一)(30)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
四 建築物の構造に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 区域の名称  
伊陸(一)(74)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 河川の名称  
島田川水系 笹見川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
令和七年十二月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置  
岩国市玖珂町字江後二五四一一番八
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 八八・六〇平方メートル

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

令和七年十二月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 区域の名称  
室津(一)(30)
- 二 区域の範囲

売り人	指定の取消しの際現に証紙を売りやばい所	所在地	売つやがや人の指定取消年月日
住所	氏名又は名称	地方職員共済組合山口県職員会館	山口市瀬戸一番一號 令和八、五

## 山口県知事印

山口県収入証紙の売りやがや人の指定に関する批示（昭和四十一年山口県出第406六十六号）の一語を次のふたびに改正す。

令和七年十一月二十六日

山口県知事 村岡謹政

「の表地方職員共済組合山口県支部の項を削り、同表中

〔理事長 萩市職員共済会 相中央多〕	萩市大字江向五 〔一〇〕	萩市職員共済会 〔一〇〕	大字江向五 萩市役所 〔平成二一、一〕	を
〔株式会社岩城酒 舗〕	「五四五の五 小郡下郷 店」	「一 号 山口県 瀬戸一 番」	「一 号 山口県 瀬戸一 番」	〔令和八、 六〕
〔萩市職員共済会 理事長 相中央多〕	萩市大字江向五 〔一〇〕	萩市職員共済会 〔一〇〕	萩市大字江向五 萩市役所 〔平成二一、一〕	〔一〇、一〕

る。

(歳入歳出予算の補正)				
第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,812,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ749,987,884千円とする。				2
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。				(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。				
(債務負担行為の補正)				
第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。				
第1表 岁入歳出予算補正				
歳入				
款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	1分担金 2負担金	675 25,983	229,365 3,310,120	230,040 3,336,103
9国庫支出金	1国庫負担金 2国庫補助金 3委託金	642,580 572,029 61,411	88,315,332 35,301,279 50,100,183	88,957,912 35,873,308 50,161,594
12繰入金	1特別会計繰入金 2基金繰入金	9,140 4,744,850	2,913,870 4,751,007	2,923,010 4,751,007
13繰越金	1繰越金	4,131,827	703,936	4,835,763
14諸収入	2受託事業収入 6雜入	4,291 1,566 2,725	87,490,232 87,498 3,081,449	87,494,523 87,064 3,084,174
歳入	合計	4,812,729	745,175,155	749,987,884
歳出	項	補正額	補正前の額	計
1議会費	1議会費	13,758	1,484,796	1,498,554
13,758	1,484,796	1,498,554		

(1)(ii)(四) 令和七年度山口県補正予算の要領の公表

令和七年十一月山口県議会定例会で議決された令和七年度山口県補正予算の要領は、次のとおりである。

令和七年十一月二十六日

山 口 県 知 事 村 岡 謹 政

令和7年度山口県一般会計補正予算(第3号)

令和7年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

2 総務費	210,853	47,349,499	47,560,352	8 土木費	3 観光費	8,237	1,071,891	1,080,128
1 総務管理費	89,696	20,025,460	20,115,156	92,366	1 管理費	208,888	72,727,807	72,936,695
2 企画調整費	36,308	13,577,360	13,613,668	4,158	2 道路橋りょう費	32,463,533	32,467,691	7,298,357
3 微税費	50,477	6,168,322	6,218,799	5,016	3 河川海岸費	6,601	18,163,293	18,169,894
4 市町村振興費	5,016	1,211,032	1,216,048	1,217	4 港湾費	3,994	7,435,927	7,439,921
5 選挙費	1,217	1,636,595	1,637,812	1,636,595	5 都市計画費	1,197	4,901,085	4,902,282
6 防災費	13,149	3,164,574	3,177,723	1,249,466	6 住宅費	572	2,657,978	2,658,550
7 統計調査費	7,979	1,249,466	1,257,445	3,264	8 人事委員会費	141,528	851,749	39,354,294
9 監査委員会費	3,747	178,426	182,173	3,747	9 警察費	849,668	36,832,644	37,682,312
3 民生費	87,189	107,960,908	108,048,097	36,123	10 教育費	2,081	2,521,650	2,523,731
4 衛生費	47,494	27,515,015	27,562,509	47,494	1 公衆衛生費	2,901,675	134,714,288	137,615,963
7 生活保護費	3,572	932,766	936,338	152,088	2 小学校費	98,741	16,891,561	16,990,302
1 公衆衛生費	22,097	7,886,898	7,908,995	23,355,665	3 中学校費	1,173,064	37,544,836	38,717,900
4 環境衛生費	26,377	2,788,257	2,814,634	26,377	4 高等学校費	677,680	23,109,805	23,787,485
7 保健所費	68,821	2,452,920	2,521,741	68,821	7 特別支援学校費	585,963	28,792,884	29,378,847
8 医療費	34,793	6,490,574	6,525,367	34,793	8 社会教育費	327,428	13,197,598	13,525,026
5 労働費	27,550	2,980,422	3,007,972	27,550	9 保健体育費	24,561	1,824,868	1,849,429
1 労政費	5,482	767,978	773,460	5,482	10 大学費	6,863	914,506	921,369
2 職業能力開発費	20,010	1,415,952	1,435,962	20,010	11 学事費	5,936	2,492,494	2,498,430
3 失業対策費	120	690,419	690,539	120	11 学事費合計	1,439	9,945,736	9,947,175
4 労働委員会費	1,938	106,073	108,011	1,938	1 岐出合計	4,812,729	745,175,155	749,987,884
6 農林水産業費	326,720	35,569,519	35,896,239	326,720	1 第2表総額	10,527,211	10,704,898	10,704,898
1 農業費	177,687	10,024,920	10,024,920	177,687	1 款	1,019,251	1,019,251	1,019,251
2 畜産業費	5,669	1,024,920	1,024,920	5,669	2 総務費	11,342,335	11,374,595	11,374,595
3 農地業費	32,260	1,024,920	1,024,920	32,260	3 農地業費	7,265,311	7,265,311	7,265,311
4 林業費	13,555	1,024,920	1,024,920	13,555	4 農林水産業費	5,526,515	5,526,515	5,526,515
5 水産業費	97,549	1,024,920	1,024,920	97,549	5 水産業費	89,877,406	89,909,665	89,909,665
7 商工費	32,259	1,024,920	1,024,920	32,259	6 農林水産業費	3,155,326	3,163,787	3,163,787
1 商業費	8,461	1,024,920	1,024,920	8,461	7 農業費	85,650,189	85,665,750	85,665,750

第2表 総額明細費  
1 1追加 (単位 千円)

款	項	事項	金額
2 総務費	/ 総務管理費	府舎等維持管理費	398,566
6 農林水産業費	3 農地業費	基幹農道整備事業費	70,000
4 林業費	4 農業費	民有林森林計画事業費	92,901
5 水産業費	5 水産業費	ふるさと林道緊急整備事業費	108,465
7 商工費	6 農林水産業費	一般治山事業費	49,132

5 水産業費	4 港湾費	港湾改修費	35,680
漁港漁場機能高度化事業費	港湾環境整備事業費		12,352
国際総合センター運営費	単独港湾改修費		119,000
交通安全施設維持管理費	都市計画街路整備事業費		42,000
単独交通安全施設整備事業費	単独都市公園整備事業費		46,504
道路災害防除費	公営住宅建設費		32,868
単独道路改良費	校舎改築費		49,459
道路調査費	施設改修費		141,955
橋りょう補修費	土木過年補助災害復旧事業費		849,729
河川基本調査費	土木現年補助災害復旧事業費		
広域河川改修費	合計		6,138,644
河川情報基盤緊急整備事業費			
周防高潮対策事業費			
河川工作物開連応急対策事業費			
単独河川改修費			
自然災害防止事業費			
河川受託事業費			
高潮対策事業費			
ダム建設実施調査費			
堰堤修繕事業費			
急傾斜地崩壊対策事業費			
単独砂防改良費			
自然災害防止事業費			
2 変更			
/40,000			
/100,000			
/84,740			
/13,444			
251,500			
/17,000			
20,000			
/20,000			
282,250			
/89,238			
4,876			
83,005			
合計			
第3表 債務負担行為補正			
1 追加			
事項	期間	限度	額

/1 山口県セミナーバーーの指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	1,582,980千円	/17 単独道路舗装事業の年数を越える工事を一括契約すること。 (県道山口宇部線ほか4か所)	令和8年度	80,000千円
/2 やまぐち県民活動支援センターに係る指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	161,890千円	/18 単独道路災害防除事業の年数を越える工事を一括契約すること。 (国道45号)	令和8年度	10,000千円
/3 山口県民文化ホールいわくに係る指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	1,302,950千円	/19 単独路側整備事業の年数を越える工事を一括契約すること。 (国道490号ほか2か所)	令和8年度	94,000千円
/4 山口県芸術文化ホールながとに係る指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	235,140千円	/20 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道490号ほか2か所)	令和8年度	1,092,000千円
/5 山口県立下関武道館の指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	406,880千円	/21 単独道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道490号ほか4か所)	令和8年度	352,000千円
/6 山口県スポーツ交流センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	564,550千円	/22 単独橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道下関長門線ほか4か所)	令和8年度	170,100千円
/7 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	156,160千円	/23 単独橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道大竹美和線)	令和8年度	8,000千円
/8 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	48,460千円	/24 広域河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (中川ほか3か所)	令和8年度	131,250千円
/9 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	175,895千円	/25 周防高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (厚東川)	令和8年度	10,500千円
/10 山口県立下関漁業監視公園に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	291,135千円	/26 単独河川改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (七重川ほか)	令和8年度	5,500千円
/11 やまぐちフーラワーランドに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	669,235千円	/27 通常砂防事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (大谷川ほか9か所)	令和8年度	242,550千円
/12 山口県内海耕播漁業センター等に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	1,638,735千円	/28 地すべり対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (中浦下庄地区ほか1か所)	令和8年度	23,100千円
/13 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和/2年度まで	1,209,056千円	/29 急傾斜地崩壊対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (瀧町ほか1か所)	令和8年度	52,500千円
/14 交通安全施設整備事業の年度を越えること。 (県道下関美祢線)	令和8年度 令和/2年度まで	26,250千円	/30 港湾改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度	42,000千円
/15 単独交通安全施設整備事業の年度を越えること。	令和8年度	26,000千円			
/16 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道3/5号ほか2か所)	令和8年度	492,450千円			
/17 道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道9号ほか5か所)	令和8年度				

3/ 港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (宇部港)	令和8年度	2/ ,000千円
32 港湾環境整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (三田尻中関港)	令和8年度	3/ ,500千円
33 片添ヶ浜海浜公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。 裁ウエルネスパークの管理者の指定をすること。	令和8年度から令和/2年度まで	1/84,930千円
34 山口県公立立学校教員採用候補者選考試験の問題作成に係る業務委託の一括契約すること。 通学用バスの運行に係る業務委託の一括契約すること。	令和8年度から令和/2年度まで	1/76,760千円
35 山口県公立立学校教員採用候補者選考試験の問題作成に係る業務委託の一括契約すること。 令和7年度から令和/0年度まで	1/5,46/千円	
36 然の家の指定をすること。 山口県油谷青少年自殺者の指定をすること。	令和8年度から令和/2年度まで	2,069,724千円
37 然の家の指定をすること。 山口県十種ヶ峰青少年自然の家に係る指定をすること。	令和8年度から令和/2年度まで	2/06,935千円
38 然の家の指定をすること。 山口県由宇青少年自殺者の指定をすること。	令和8年度から令和/2年度まで	353,4/0千円
39 然の家の指定をすること。 山口県立大学附属開港場の指定管理。	令和8年度から令和/2年度まで	481,320千円
40 然の家の指定をすること。 山口県立大学附属開港場の指定管理。	令和8年度から令和/2年度まで	1/72,755千円
41 防大島高等専修学校寄宿舎の整備に係る設計委託の年度を越える工事を一括契約すること。	令和8年度まで	34,1/23千円

## 2 变更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 県東部地域県立武道館整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和9年度まで	7,942,356千円	令和7年度から令和/0年度まで	9,860,496千円

令和7年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

令和7年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,873千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 岁入歳出予算補正  
(単位 千円)

歳 入	款 項	補 正 額	補正前の額	計
歳 出	款 項	補 正 額	補正前の額	計
5 繰 入 金	1 他会計繰入金	1,576	137,726	139,302
6 繰 出 合 計		1,576	137,726	139,302
		1,576	316,297	317,873

1 下関漁港地方卸売市場費  
歳  
入  
合  
計2 市場管理費  
歳  
出  
合  
計令和7年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,290,323千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

## (繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)  
第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。



による。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

計

科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	11,844千円	2,482,073千円	2,493,917千円	2,111,855千円
第1項 営業費用	11,844千円	2,390,702千円	2,402,546千円	2,112,041千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条中「職員給与費434,102千円」を「職員給与費445,946千円」に改める。

令和7年度工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

計

科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	896千円	1,704,965千円	1,705,861千円	
第3項 負担金	896千円	509,791千円	510,687千円	

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

（債務負担行為の追加）

第4条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 项	期 間	限 度	額
流域下水道施設維持管理事業の年度を越える工事を一括契約すること。（周南流域下水道）	令和8年度	/30,000千円	
流域下水道施設維持管理事業の年度を越える工事を一括契約すること。（田布施川流域下水道）	令和8年度	40,000千円	
周南流域下水道に係る指定管理者の指定すること。	令和8年度から令和2年度まで	2,365,000千円	
田布施川流域下水道に係る指定管理者の指定すること。	令和8年度から令和2年度まで	756,800千円	

（収益的収入及び支出）

第1条 令和7年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 流域下水道事業収益	186千円	2,111,855千円	2,112,041千円	
第2項 営業外収益	186千円	970,891千円	971,077千円	
支 出				
科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 流域下水道事業費用	186千円	2,111,855千円	2,112,041千円	
第1項 営業費用	186千円	2,067,491千円	2,067,677千円	

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	896千円	1,704,965千円	1,705,861千円	
第3項 負担金	896千円	509,791千円	510,687千円	
支 出				
科 目	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	896千円	1,704,965千円	1,705,861千円	
第1項 建設改良費	896千円	1,400,104千円	1,401,000千円	

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第9条中「職員給与費731,855千円」を「職員給与費752,348千円」に改める。

令和7年度流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収益的収入及び支出）

第1条 令和7年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第9条中「職員給与費42,657千円」を「職員給与費43,739千円」に改める。

## 令和7年度山口県一般会計補正予算(第4号)

令和7年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,597,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ786,585,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(緑越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 緑越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
(単位 千円)

口	目	款	項	補正額	補正前の額	補正前の額
7	農林水産業費	4 環境衛生費	4 環境衛生費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
8	農林水産業費	5 水産業費	5 水産業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
9	農林水産業費	6 農業費	6 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
10	農林水産業費	7 農業費	7 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
11	農林水産業費	8 農業費	8 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
12	農林水産業費	9 農業費	9 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
13	農林水産業費	10 農業費	10 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
14	農林水産業費	11 農業費	11 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
15	農林水産業費	12 農業費	12 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
16	農林水産業費	13 農業費	13 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
17	農林水産業費	14 農業費	14 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
18	農林水産業費	15 農業費	15 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
19	農林水産業費	16 農業費	16 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
20	農林水産業費	17 農業費	17 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
21	農林水産業費	18 農業費	18 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
22	農林水産業費	19 農業費	19 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
23	農林水産業費	20 農業費	20 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
24	農林水産業費	21 農業費	21 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
25	農林水産業費	22 農業費	22 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
26	農林水産業費	23 農業費	23 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
27	農林水産業費	24 農業費	24 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
28	農林水産業費	25 農業費	25 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
29	農林水産業費	26 農業費	26 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
30	農林水産業費	27 農業費	27 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
31	農林水産業費	28 農業費	28 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
32	農林水産業費	29 農業費	29 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
33	農林水産業費	30 農業費	30 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
34	農林水産業費	31 農業費	31 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
35	農林水産業費	32 農業費	32 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
36	農林水産業費	33 農業費	33 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
37	農林水産業費	34 農業費	34 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
38	農林水産業費	35 農業費	35 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
39	農林水産業費	36 農業費	36 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
40	農林水産業費	37 農業費	37 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
41	農林水産業費	38 農業費	38 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
42	農林水産業費	39 農業費	39 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
43	農林水産業費	40 農業費	40 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
44	農林水産業費	41 農業費	41 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
45	農林水産業費	42 農業費	42 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
46	農林水産業費	43 農業費	43 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
47	農林水産業費	44 農業費	44 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
48	農林水産業費	45 農業費	45 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
49	農林水産業費	46 農業費	46 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
50	農林水産業費	47 農業費	47 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
51	農林水産業費	48 農業費	48 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
52	農林水産業費	49 農業費	49 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
53	農林水産業費	50 農業費	50 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
54	農林水産業費	51 農業費	51 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
55	農林水産業費	52 農業費	52 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
56	農林水産業費	53 農業費	53 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
57	農林水産業費	54 農業費	54 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
58	農林水産業費	55 農業費	55 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
59	農林水産業費	56 農業費	56 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
60	農林水産業費	57 農業費	57 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
61	農林水産業費	58 農業費	58 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
62	農林水産業費	59 農業費	59 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
63	農林水産業費	60 農業費	60 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
64	農林水産業費	61 農業費	61 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
65	農林水産業費	62 農業費	62 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
66	農林水産業費	63 農業費	63 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
67	農林水産業費	64 農業費	64 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
68	農林水産業費	65 農業費	65 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
69	農林水産業費	66 農業費	66 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
70	農林水産業費	67 農業費	67 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
71	農林水産業費	68 農業費	68 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
72	農林水産業費	69 農業費	69 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
73	農林水産業費	70 農業費	70 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
74	農林水産業費	71 農業費	71 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
75	農林水産業費	72 農業費	72 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
76	農林水産業費	73 農業費	73 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
77	農林水産業費	74 農業費	74 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
78	農林水産業費	75 農業費	75 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
79	農林水産業費	76 農業費	76 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
80	農林水産業費	77 農業費	77 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
81	農林水産業費	78 農業費	78 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
82	農林水産業費	79 農業費	79 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
83	農林水産業費	80 農業費	80 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
84	農林水産業費	81 農業費	81 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
85	農林水産業費	82 農業費	82 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
86	農林水産業費	83 農業費	83 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
87	農林水産業費	84 農業費	84 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
88	農林水産業費	85 農業費	85 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
89	農林水産業費	86 農業費	86 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
90	農林水産業費	87 農業費	87 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
91	農林水産業費	88 農業費	88 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
92	農林水産業費	89 農業費	89 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
93	農林水産業費	90 農業費	90 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
94	農林水産業費	91 農業費	91 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
95	農林水産業費	92 農業費	92 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
96	農林水産業費	93 農業費	93 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
97	農林水産業費	94 農業費	94 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
98	農林水産業費	95 農業費	95 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
99	農林水産業費	96 農業費	96 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
100	農林水産業費	97 農業費	97 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
101	農林水産業費	98 農業費	98 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
102	農林水産業費	99 農業費	99 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
103	農林水産業費	100 農業費	100 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
104	農林水産業費	101 農業費	101 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
105	農林水産業費	102 農業費	102 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
106	農林水産業費	103 農業費	103 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
107	農林水産業費	104 農業費	104 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
108	農林水産業費	105 農業費	105 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
109	農林水産業費	106 農業費	106 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
110	農林水産業費	107 農業費	107 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
111	農林水産業費	108 農業費	108 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
112	農林水産業費	109 農業費	109 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
113	農林水産業費	110 農業費	110 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
114	農林水産業費	111 農業費	111 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
115	農林水産業費	112 農業費	112 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
116	農林水産業費	113 農業費	113 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
117	農林水産業費	114 農業費	114 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
118	農林水産業費	115 農業費	115 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
119	農林水産業費	116 農業費	116 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
120	農林水産業費	117 農業費	117 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
121	農林水産業費	118 農業費	118 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
122	農林水産業費	119 農業費	119 農業費	2,302,212	6,525,367	8,827,579
123	農林水産業費					

経営体有成基盤整備事業費	2,737,259	8 土木費	2 道路橋りょう費	233,520	545,958
農業集落排水事業費	/53,330		交通安全施設整備事業費	48,000	1,358,453
団体営土地改良費	51,374		道路災害防除費	/1,049,387	2,373,752
県営老朽ため池整備事業費	981,594		道路改良費	960,625	2,158,116
地すべり対策事業費	64,784		橋りょう補修費	960,625	2,158,116
県営海岸保全施設整備事業費	74,440		周防高潮対策事業費	96,298	2,165,649
灌水防除事業費	257,534		河川工作物閑連応急対策事業費	/100,000	280,087
造林事業費	153,400		河川工作物閑連応急対策事業費	/84,740	665,326
普通林道開設事業費	15,625		高潮対策事業費	20,000	118,154
保全林整備事業費	10,353		ダム建設実施調査費	/20,000	288,100
広域水産物供給基盤整備事業費	207,500		通常砂防事業費	3/5,72/	893,746
漁港海岸保全施設整備事業費	333,257		地すべり対策事業費	60,808	328,222
商工業振興指導費	252,137		急傾斜地崩壊対策事業費	/89,238	628,138
中小企業振興育成費	717,874		港湾改修費	35,680	62,280
舗装修繕費	1,248,072		港湾環境整備事業費	/2,352	42,752
堰堤改良事業費	1,007,769		海岸防災事業費	400,05/	761,77/
港湾既有施設効活用促進事業費	344,280		都市計画街路整備事業費	/44,500	157,460
合計	9,155,975		都市公園整備事業費	226,300	270,190

## 2 变更

款	項	事項	補正前	補正後	第3表 債務負担行為補正追加
6 農林水産業費	4 林業費	一般治山事業費	49,132	555,678	事項 項 期 間 限 度 額
5 水産業費	地政水産物供給基盤整備事業費	/10,000	/85,600	1,道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道/91号ほか/か所)	令和8年度 262,500千円
	漁港漁場機能高度化事業費	39,080	331,175	2,道路改良事業の年度を越える工事を一括契約	令和7年度から 642,000千円

約すること  
(大坊ダムほ

（か4か所） 令和9年度まで

第4表 地方債補正  
1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 返 の 方 法
造林事業	53,400	証券発行 証券借り又は 年8.0%以内 ただし、利 率で資 金ににつ いて見 直しを行 つたと て、該見 直しに 該見直 しの利 率によ る。	年8.0%以内 ただし、利 率で資 金ににつ いて見 直しを行 つたと て、該見 直しに 該見直 しの利 率によ る。	元利均等半年賦又は元金 ただし、利 率で資 金ににつ いて見 直しを行 つたと て、該見 直しに 該見直 しの利 率によ る。
計	53,400			

2 交更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 万円	起債の法 則	償還の法 則	限度額 万円
県営かんがい排水改良事業	232,000	証券借入契約又は銀行	8,000	元利均等年金賦又は年金支給
広域農業農地農道整備事業	68,000	証券発行	6,000	元利均等年金賦又は年金支給
経営体育施設基盤整備事業	797,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
団体営農土地改良事業	7,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
県営老朽ため池整備事業	350,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
地すべり対策事業(農地)	36,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
県営海岸保全施設整備事業	87,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
灌水防除事業	49,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
国営農地再編整備事業負担金	117,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
一般治山事業	803,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給
保全林整備事業	10,000	貸付金	30年以内に償還する見込の貸付金	元利均等年金賦又は年金支給

一六

広域水産物供給基盤整備事業	8,000	2/5,500
漁港漁場機能高度化事業	64,000	192,900
漁港海岸保全施設整備事業	189,000	428,000
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	124,000	178,000
舗装補修事業	81,000	925,500
道路災害防除事業	762,000	1,603,200
道路改良事業	1,783,000	2,617,000
道路直轄事業負担金 (道路管理者分)	5,341,000	9,238,700
橋りょう補修事業	522,000	718,000
広域河川改修事業	2,733,000	3,470,700
周防高潮対策事業	951,000	2,362,300
河川工作物関連応急対策事業	284,000	406,100
河川直轄事業負担金	180,000	538,400
深川川総合開発事業	442,000	693,700
ダム建設実施調査事業	356,000	461,000
堰堤改良事業	77,000	696,900
高潮対策事業	200,000	256,200
通常砂防事業	1,243,000	1,630,600
地すべり対策事業(建設)	247,000	427,300
急傾斜地崩壊対策事業	626,000	902,900
港湾改修事業	210,000	229,200
港湾既存施設有効活用促進事業	186,000	377,400
港湾環境整備事業	25,000	39,000

港湾直轄事業負担金	1, 916, 000	2, 284, 500
海岸防災事業	650, 000	866, 800
都市計画街路整備事業	404, 000	411, 700
都市公園整備事業	319, 000	343, 700
計	22, 763, 000	38, 068, 200



### 山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政黨助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（平成八年山口県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

付

題名中「報告書等」を「都道府県提出文書」に改め、「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第一条中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に、「報告書等」を「都道府県提出文書」に改め、「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第二条、第三条、第四条（見出しが含む。）及び第五条中「報告書等」を「都道府県提出文書」に改める。

本則に次の二条を加える。

（写しの交付）

第七条 都道府県提出文書の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

一 交付請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

一 交付請求に係る政黨の支部の名称及び都道府県提出文書に係る支部政黨交付金の支給を受け、若しくは支部政黨交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

三 求める写しの交付の方法（一以上の方による写しの交付を求める場合にあつては

はその旨及び当該二以上の写しの交付の方法、交付請求に係る都道府県提出文書の部分ごとに異なる方法による写しの交付を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

四 写しの送付を求める場合にあつては、その旨

2 委員会は、前項の書面に形式上の不備があると認めるときは、交付請求をした者に對し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

3 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあつた日から起算して十日以内に、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

5 交付請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して四十日以内にそのすべてについて写しの交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第三項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に写しの交付をし、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に写しの交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、第三項に規定する期間内に、交付請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの都道府県提出文書について写しの交付をする期限

附則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

### 山口県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

第十四条第二項中「第一百四十三条（文書図画の掲示）第一項第四号の三及び第五号」を「第一百四十三条（文書図画の掲示）第一項第五号」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規程は、令和八年一月一日から施行する。

## (適用区分)

2 改正後の公職選挙法施行規程第十四条第二項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。